



山形県公報

平成19年11月20日(火)
第1894号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                                     |                   |      |
|-----------------------------------------------------|-------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                         | ( 最上総合支庁福祉課 ) ... | 1459 |
| 同 .....                                             | ( 同 ) ...         | 1460 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....                         | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                       | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同 .....                                             | ( 同 ) ...         | 同    |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の<br>廃止.....        | ( 同 ) ...         | 1461 |
| 山形県自作農創設特別措置特別会計事務取扱交付金交付規程の一部を改正する規程...(農村計画課) ... | 同                 |      |
| 昭和58年4月県告示第544号(山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所)の<br>一部改正.....  | ( 都市計画課 ) ...     | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....                                  | ( 村山総合支庁建築課 ) ... | 同    |
| 同 .....                                             | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同 .....                                             | ( 置賜総合支庁建築課 ) ... | 1462 |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....                    | ( 出 納 局 ) ...     | 同    |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                        |      |
|------------------------|------|
| 山形県教育委員会11月定例会の招集..... | 1463 |
|------------------------|------|

### 公 告

|                         |                     |      |
|-------------------------|---------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | ( 庄内総合支庁企画振興課 ) ... | 同    |
| 同 .....                 | ( 同 ) ...           | 1464 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....       | ( 最上総合支庁建築課 ) ...   | 同    |

## 告 示

山形県告示第1029号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番<br>1号 | 株式会社コムスン新庄ケアセンター<br>新庄市金沢1863 - 2 | 訪 問 介 護       | 平成19.10.31 |

## 山形県告示第1030号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                    | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|--------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | デイサービス・コムスン新庄<br>新庄市金沢1863 - 1 | 通所介護      | 平成19.10.31 |

## 山形県告示第1031号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                       | 廃止年月日      |
|------------------------------|-----------------------------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスン新庄ケアセンター<br>新庄市金沢1863 - 2 | 平成19.10.31 |

## 山形県告示第1032号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスン新庄ケアセンター<br>新庄市金沢1863 - 2 | 介護予防訪問介護    | 平成19.10.31 |

## 山形県告示第1033号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                    | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|--------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | デイサービス・コムスン新庄<br>新庄市金沢1863 - 1 | 介護予防通所介護    | 平成19.10.31 |

## 山形県告示第1034号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類            | 廃止年月日      |
|------------------------------|-----------------------------------|------------------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスン新庄ケアセンター<br>新庄市金沢1863 - 2 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護 | 平成19.10.31 |

## 山形県告示第1035号

山形県自作農創設特別措置特別会計事務取扱交付金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県自作農創設特別措置特別会計事務取扱交付金交付規程の一部を改正する規程

山形県自作農創設特別措置特別会計事務取扱交付金交付規程（昭和36年7月県告示第567号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付規程

第1条中「及び農地法施行法」を「、農地法施行法」に、「の実施に伴う自作農創設特別措置特別会計」を「及び国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和46年法律第50号。以下「措置法」という。）の実施に伴う食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定」に改める。

第2条第1号中「及び施行法」を「、施行法及び措置法」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 山形県告示第1036号

昭和58年4月県告示第544号（山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

「山形県総務部改革推進室政策企画課」を「山形県土木部都市計画課」に改める。

## 山形県告示第1037号

次の開発行為は、完了した。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年7月23日 指令村総建第5007号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段6139番8
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市あこや町三丁目8番9号  
株式会社 ヤマザワ薬品

## 山形県告示第1038号

次の開発行為は、完了した。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年7月23日 指令村総建第5008号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段6139番1、6139番4、6139番5、6141番1、6141番2、6141番3、6141番4、6141番5
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東村山郡山辺町大字山辺362番地  
鍋屋商事株式会社

山形県告示第1039号

次の開発行為は、完了した。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年8月29日 指令置総建第25号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西置賜郡飯豊町大字添川字行人沢3514番79、3514番90、3514番154  
西置賜郡飯豊町大字添川字境見山3576番、4260番5、4260番6
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称  
千葉県船橋市二子町483番地  
株式会社佐竹製作所 代表取締役 片倉新治

山形県告示第1040号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「

|            |
|------------|
| 新庄市沖の町7番1号 |
|------------|

」 を 「

|           |
|-----------|
| 新庄市栄町6番1号 |
|-----------|

」 に改める。

別表第4中

|                          |                     |   |   |
|--------------------------|---------------------|---|---|
| 酒田営業部<br>ジャスコ酒田<br>南店出張所 | 酒田営業部<br>あきほ町120番1号 | " | " |
| 新庄南支店                    | 新庄市末広町7番4号          | " | " |

を

「

|                          |                     |   |   |
|--------------------------|---------------------|---|---|
| 酒田営業部<br>ジャスコ酒田<br>南店出張所 | 酒田営業部<br>あきほ町120番1号 | " | " |
|--------------------------|---------------------|---|---|

」に、

「

|      |             |   |   |
|------|-------------|---|---|
| 福島支店 | 福島市三河南町6番7号 | " | " |
|------|-------------|---|---|

」を

「

|                                 |                |           |   |
|---------------------------------|----------------|-----------|---|
| 福島支店                            | 福島市三河南町6番7号    | "         | " |
| 県公金の収納事務<br>（口座振替による<br>ものに限る。） | 新庄支店新庄<br>南出張所 | 新庄市栄町6番1号 | " |

」に改める。

## 附 則

この規程は、平成19年11月26日から施行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第17号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成19年11月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成19年11月26日（月）午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - (2) 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (3) 山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令の制定について
  - (5) 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (6) 山形県教育委員会職員倫理規程の設定について
  - (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年10月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 鳥海いぶき
  - (2) 代表者の氏名  
田村 和徳
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市市条字上川原5番地の26
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、子供たちを中軸とした様々な自然体験やふれあい活動を通して子供の健全育成に努めながら、心豊かな地域社会の創造を目指し、もって継続的な社会貢献ならびに公共の福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年11月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 動物命を守る会 Cat 's 愛
  - (2) 代表者の氏名  
安野 要子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市家中新町4番13号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、不幸な動物に対して、保護活動を行い、里親探しや不妊（去勢、避妊）手術及びその普及に関する事業を行い、動物の正しい飼い方の指導助言をし、命の大切さを広く啓発して、人と動物達が文化的な共生共存のできる調和のとれた社会づくりに寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年11月20日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名 称                                       | 所 在 地     | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                         |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷 金    | 摘 要 |                                        |
|-------------------------------------------|-----------|------|-------------------------------|------------|-----|-----------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|-----|----------------------------------------|
|                                           |           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下<br>の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下<br>の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下<br>の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下<br>の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下<br>の者 |        |     | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下<br>の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ート1号棟(125<br>号室)1号棟<br>(141号室) | 新庄市金沢1601 | 3DK  | 51.2                          | 2          | 一般用 | 11,900                      | 14,400                                 | 17,100                                 | 19,700                                 | 28,600                                 | 28,600 | 円   | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成19年12月3日（月）～同月7日（金）まで（ただし、郵送の場合は、平成19年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 最上事務所

## 5 入居の時期 平成20年1月中旬